

令和7年度 富士吉田市 保育園等入園のしおり



富士吉田市役所 子育て支援課

〒403-8601

富士吉田市下吉田六丁目1番1号 福祉ホール・子育て支援センター内1階窓口

Tel 0555-22-1111 内線566・567・590

令和7年度年齢早見表（令和7年4月1日時点）

クラス年齢	生 年 月 日	認定区分
0歳児	令和6年4月2日以降	3号認定
1歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日	
2歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日	
3歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日	2号認定
4歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日	
5歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日	

**大切な事が書かれていますので
お手元に保管してください。**



入所を決める前の「確認事項」と「申込方法」

しおりについて・施設の種類	2
「施設の選び方」と「認定区分」	3
施設一覧.....	4-5
保育を必要とする事由.....	5-6
入園手続きの流れ（令和7年度 4月入園等）・市外の保育施設の入園手続きについて.....	7
受付期間・提出方法・申込みに必要な書類	8
保育時間・子育て支援センター駐車場について.....	9
保育認定に必要な添付書類.....	10
富士吉田市保育園等利用調整基準（指数表）	11-12

入園が決まったら

育休復帰者の「ならし保育」期間を考慮した弾力的な取扱いについて.....	13
3歳未満児保育料表.....	14
保育料等について.....	15-16
保育料減免申請について.....	16
認可保育園及び認定こども園（保育料）に通う3歳以上児の副食費の免除について 新制度に移行した幼稚園及び認定こども園（教育利用）に通う満3歳以上児の副食費の免除制度	17
保育所等における給食費無償化について.....	18
土曜保育を利用したい（公立保育園）・退園・標準時間と短時間の切り替えについて.....	19
市内の病児・病後児保育施設について.....	20-21
富士吉田市ファミリー・サポート・センター.....	22
富士吉田市一時預かり事業.....	23
申請書記入例.....	巻末



しおりについて

本しおりは基本的な事項のみを掲載しています。
不明な点については、子育て支援課までお問い合わせください。

施設の種類

保育園

0～5さい



就労などのため家庭で保育のできない 保護者に代わって保育する施設

利用時間：夕方までの保育を行います。
利用できる保護者：共働き世帯、親族の介護などの事情で、
家庭で保育できない保護者。

認定こども園

0～5さい



0～2さい

利用時間：夕方までの保育を行います。
利用できる保護者：共働き世帯、親族の介護などの事情で、
家庭で保育できない保護者。

3～5さい

利用時間：昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要
とする場合は夕方までの保育を実施。
利用できる保護者：幼稚園認定→制限なし
保育園認定→共働き世帯、親族の介護などの事情で、
家庭で保育できない保護者。

小規模保育施設 事業所内保育施設 家庭的保育施設

0～2さい



保育園（原則20人以上）より少人数 単位で、0～2歳の子どもを保育する 施設

利用時間：夕方までの保育を行います。
利用できる保護者：共働き世帯、親族の介護などの事情で、
家庭で保育できない保護者。

幼稚園

2～5さい



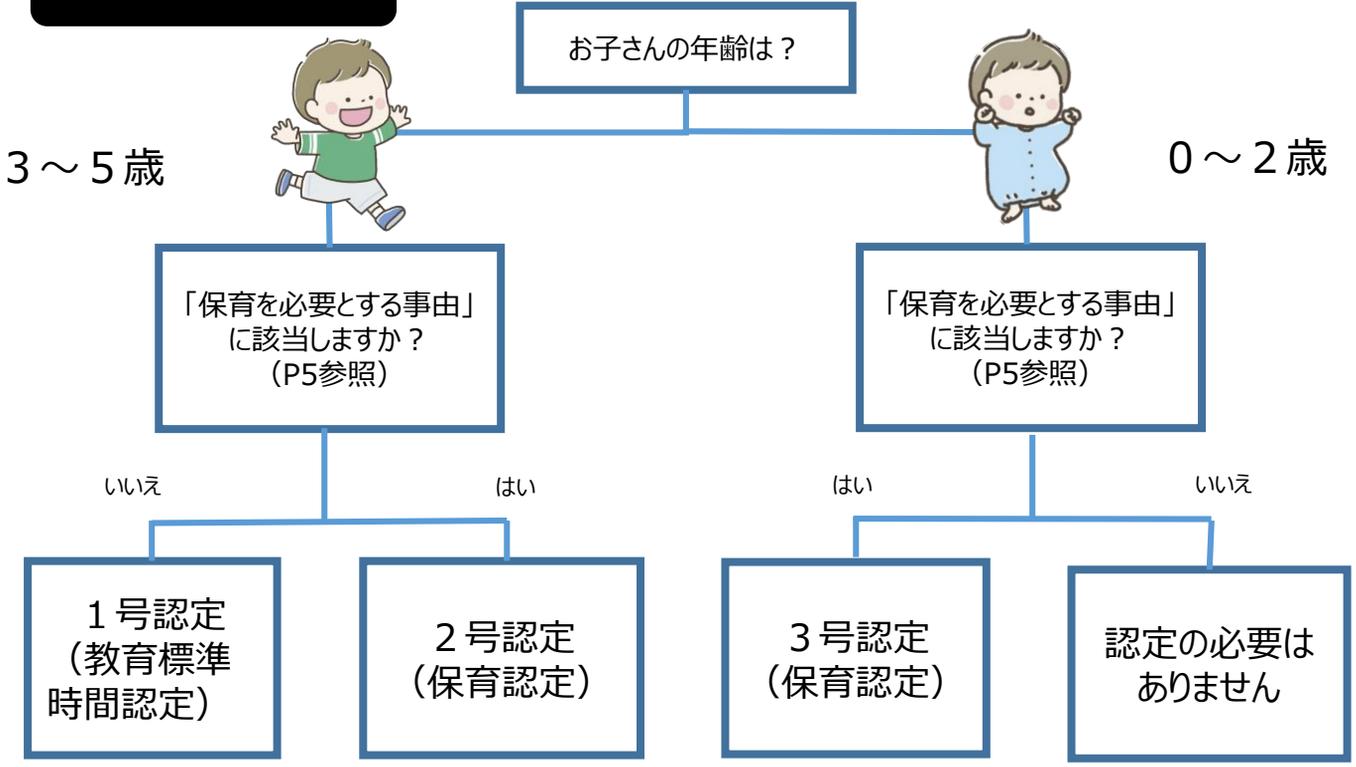
小学校以降の教育の基礎をつくるため の幼児期の教育を行う施設

利用時間：昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により
午後や夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを
実施。
利用できる保護者：制限なし

◆ほかにも・・・

地域で相互に子育てを援助する「ファミリー・サポート・センター」やお子さまを一時的
にお預かりする「一時預かり事業」、病気の際の施設利用「病児・病後児保育事業」等が
あります。

施設の選び方



- ・ 幼稚園
 - ◆ 小 さ き 花 幼 稚 園
 - ◆ 月 江 寺 幼 稚 園
- ・ 認定こども園 (教育利用)
 - ◆ 新 倉 幼 稚 園
 - ◆ 聖 徳 幼 稚 園
 - ◆ 富 士 保 育 園
 - ◆ ナ ー サ リ ー コ コ
 - ◆ ウ プ ン ト ウ 富 士 の 森

- ・ 保育園
 - ◆ 富 士 吉 田 市 立 保 育 園
- ・ 認定こども園 (保育利用)
 - ◆ 新 倉 幼 稚 園
 - ◆ 聖 徳 幼 稚 園
 - ◆ 富 士 保 育 園
 - ◆ ナ ー サ リ ー コ コ
 - ◆ ウ プ ン ト ウ 富 士 の 森

- ・ 保育園
 - ◆ 富 士 吉 田 市 立 保 育 園
- ・ 認定こども園 (保育利用)
 - ◆ 新 倉 幼 稚 園
 - ◆ 聖 徳 幼 稚 園
 - ◆ 富 士 保 育 園
 - ◆ ナ ー サ リ ー コ コ
 - ◆ ウ プ ン ト ウ 富 士 の 森
- ・ 小規模保育施設
 - ◆ ウ プ ン ト ウ 保 育 園 に じ り ろ
 - ◆ ウ プ ン ト ウ 保 育 園 あ お ぞ ら
 - ◆ ニ チ イ キ ッ ズ か み よ し だ 保 育 園
 - ◆ キ ッ ズ プ ラ ザ お ひ さ ま
 - ◆ フ ェ ア ワ イ ズ 保 育 園
- ・ 事業所内保育施設
 - ◆ も り の い え 保 育 園
- ・ 家庭的保育施設
 - ◆ O U R S 保 育 園

認定区分

支給認定区分	年齢	利用できる施設	利用できる時間
1号認定	3～5歳	幼稚園 認定こども園(教育利用)	教育標準時間
2号認定	3～5歳	保育園等	保育標準時間(11時間)、 保育短時間(8時間)のいずれか
3号認定	0～2歳		

園へ申請

市へ申請

施設一覧

富士吉田市内の保育施設等を紹介します。
 育児休業明け等による中途入所ができない施設もありますのでご注意ください。

	施設名	所在地	受入 年齢※1	開所時間	電話番号	備考※2
公立	第一保育園	新町1-2-1	0-5	月～土 7:30～18:30	22-0707	
	第三保育園	下吉田東2-14-21	0-5	月～土 7:30～18:30	22-4010	
	第四保育園	松山4-11-27	0-5	月～土 7:30～18:30	22-4177	
	第五保育園	新屋4-2-37	0-5	月～土 7:30～18:30	23-6346	
	第六保育園	中曽根1-10-1	0-5	月～土 7:30～18:30	23-6670	
	第七保育園※3 (公設民営)	小明見4-9-1	0-2	月～土 7:30～18:30	25-6639	
	私立	ウブントゥ 保育園にじいろ	富士見1-1-5	0-2	月～金 7:30～18:30	24-3500
ニチイキッズ かみよしだ保育園		上吉田4246-19	0-2	月～土 8:00～19:00	21-5800	
ウブントゥ 保育園あおぞら		下吉田9-9-8	0-2	月～金 7:30～18:30	22-1077	原則4月 入所のみ
キッズプラザ おひさま		上吉田東3-1-68	0-2	月～土 7:30～18:30	72-9242	原則4月 入所のみ
フェアワイズ保育 園		上吉田東4-8-4	0-2	月～金・祝日 7:30～18:30 延長保育有り※4	23-3033	原則4月 入所のみ
もりのいえ保育園 (従業員枠/地域枠)		上吉田4584	0-2	月～金・祝日 7:30～18:30 延長保育有り※4	23-3000	原則4月 入所のみ
OURS保育園		新西原3-13-6	0-2	月～土 7:30～19:00	75-1246	
認定こども園 新倉幼稚園		浅間1-5-5	2-5	月～土 7:30～18:30	23-5753	原則4月 入所のみ
認定こども園 聖徳幼稚園		下吉田3-41-15	2-5	月～土※5 7:30～18:30	22-0099	原則4月 入所のみ
認定こども園 富士保育園		上吉田7-7-1	0-5 ※6	月～土 7:30～18:30	22-0971	
認定こども園 ナーサリーココ		下吉田8-23-25	0-5 ※6	月～土 7:30～18:30	72-9841	原則4月 入所のみ
認定こども園ウブ ントゥ富士の森	新屋5-1-2	0-5 ※6	月～土 7:30～18:30※7	22-5678	原則4月 入所のみ	

市内その他の施設

類型	施設名	住所	連絡先
幼稚園	月江寺幼稚園	下吉田3-26-16	22-0697
幼稚園	小さき花幼稚園	上吉田3-5-7	22-1409
企業主導型保育	フジQキッズガーデン	新西原5-5-22	73-9140
企業主導型保育	キッズプラザSMILE SMILE	上吉田東3-1-68	30-1041
事業所内保育施設	ヤクルト吉田保育所	旭2-9-20	23-8960

- ※1：富士吉田市では、0歳児の受け入れは生後6か月以降（首が座ったタイミング）となります。
例）10月10日生まれ → 5月～受け入れが可能
- ※2：年度途中での育児休業明けの受け入れは、在園児数等により各園での人数が異なります。
- ※3：運営は民間事業者が行っています。
- ※4：詳細につきましては、園へお問い合わせください。
- ※5：聖徳幼稚園の土曜日の開園は第一土曜日、第三土曜日のみ開園します。
保育短時間認定の預かり時間は8：00～16：00です。
- ※6：教育標準時間認定（1号）と保育認定（2・3号）で受入年齢が異なります。
（教育標準時間認定）3-5歳 （保育認定）0-5歳
- ※7：ウブントウ富士の森の土曜日の開園は8：30～16：30です。



二次元コードを読み取ると、
位置情報が確認できます。

保育を必要とする事由

保育認定を受けるためには、保護者が以下の事由に該当している必要があります。必要書類はP10を参照。

	事由
1	就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など ※1日4時間以上、週4日以上、月64時間以上、月16日以上全ての条件を満たして就労していること
2	妊娠、出産（認定期間は、予定日の前2か月から出産月の3か月後まで） ※認定期間終了後は退園になります。
3	保護者の疾病、負傷、障害等
4	同居又は長期入院等している親族の介護・看護
5	災害復旧
6	求職活動※継続的に行っていること。 （起業準備も含む。認定期間は3か月のみ。延長はできません。）
7	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） ※1日4時間以上、週4以上の条件を満たして就学していること
8	虐待やDVのおそれがあること
9	育児休業中の継続利用（認定期間は最長生まれた子が1歳を迎える年度末まで） ※就労での認定を受けていた園児に限ります。
10	その他、家庭の状況等に応じ個別に認定

次のような場合には、変更の手続きが必要です！！

◆**就労していて妊娠した場合**

「教育・保育給付認定申請変更届」、「母子健康手帳（写）※表紙と分娩予定日を書き込んだページ（P.4）」の写しを提出してください。

※出産後に育児休業を取得する場合、生まれた子が1歳の誕生日を迎えた年度の3月31日までの継続利用が可能ですが、この期間に復職しない場合は退園になります。

例) R6.10.10生まれの子がいる場合、R8.3.31まで継続利用が可能。

(R8.4月中に復帰しない場合は退園)

◆**現在の就労をやめて仕事を探す場合**

「教育・保育給付認定申請変更届」、「ハローワークカード（写）※」を提出してください。認定期間は3か月です。

※認定期間内に就労証明書等を提出すること。

例) 6月～8月までの求職活動認定の場合⇒8月中に就労証明書等を提出する。

◆**その他、以下の場合は、在籍園又は子育て支援課へ必ずご連絡ください。**

①児童が病気などで長期欠席をする場合（1か月以上）

※長期欠席は原則2か月以内です。これを超える場合には退園となります。

②住所が変わった場合（市内転居、市外転出など）

③世帯状況が変化した場合（離婚・再婚・保護者の変更、同居、世帯分離等）

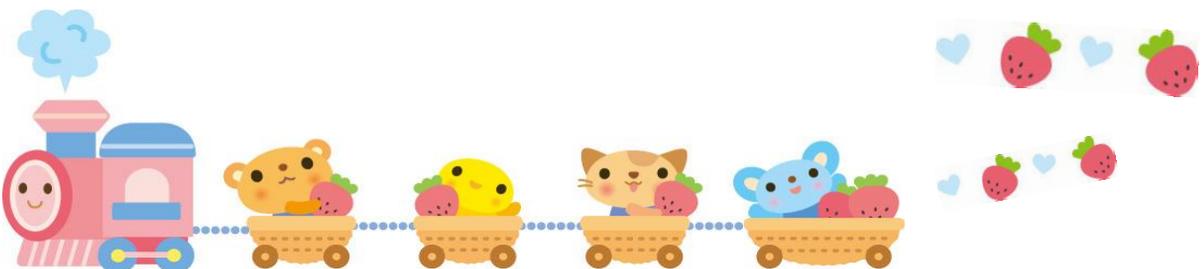
④保護者が退職・就職・転職したとき。

⑤修正申告などで、市町村民税額に変更があったとき。

⑥入園の申込みを取り下げるとき。

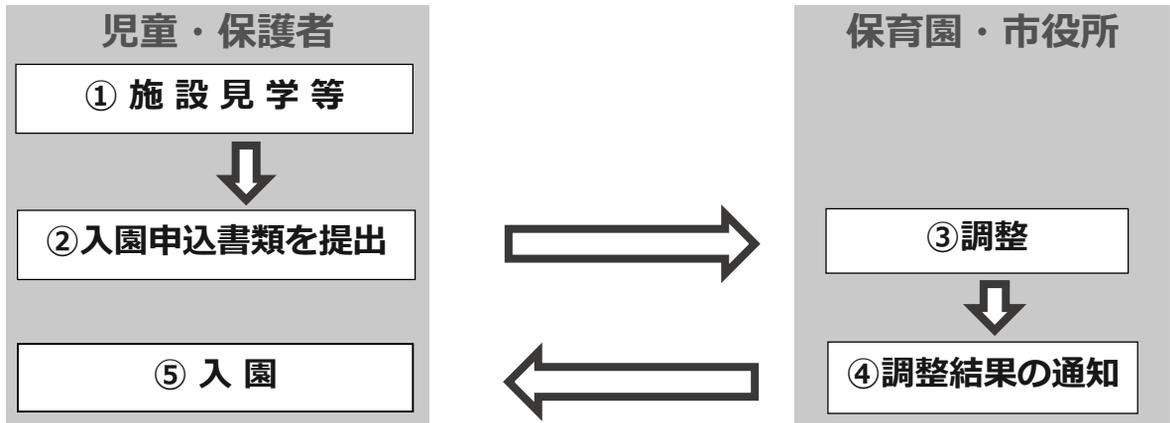
⑦児童又は家族が障害者手帳等を取得した場合

いずれの場合も在籍園又は子育て支援課へ変更届等のご提出をお願いします。
事由の変更は、申請月の翌月から適用になります。



入園手続きの流れ（令和7年度 4月入園等）

4月からの入園希望者、5月以降（産休明け、育児休業明け）の入園希望者のいずれも次のとおりです。出生前も同様です。



◆**新年度4月入園希望・産休明け、育児休業明け、出生前で入園希望の方へ**
申込みは期日厳守です。「必要書類の不足」は、選考の対象外となります。

◆公立保育園の見学の日程について

開催日時・・・8月から10月までの毎週火曜日 10:00~11:00 ※要予約
行事等の都合によりご希望に沿えない場合があります。詳細は市HPをご覧ください。

◆私立保育施設の見学の日程について

開催日時・・・園ごとに異なりますので、各園へお問い合わせください。

市外の保育施設の入園手続きについて

就労先が市外にあるなど、特別な理由がある場合には、相手先自治体との協議の上、市外の保育施設に入園することができます。これを「管外委託保育」と言います。
※まずは、住民登録のある方が優先的に選考されますので、ご承知おきください。

◎市外の保育園をご希望の方は、事前に子育て支援課までご連絡ください。
電話番号：0555-22-1111（内線566）

申込み期日が自治体により異なります。詳細は直接利用希望自治体へお問い合わせください。
入園申込先は富士吉田市役所 子育て支援課となります。
※富士吉田市への提出期限は、相手先自治体の締め切り7日前（土日を除く）までです。

◆保育料の納付先について

施設	納付先
市外公立保育園	保育園のある自治体
市外私立保育園	富士吉田市
市外認定こども園・小規模保育施設等	各施設



受付期間・提出方法

●今回の受付は、令和7年4月以降に入園を希望される方の受付です。
※育休明けの入園申請、産前産後の期間のみ利用の場合などの、年度途中の希望者も、以下の受付期間内に入園の申請が必要です。
出生前であっても、申請をお願いします。

《申請について》

受付期間

10月1日（火）～10月25日（金） 午前8時30分～午後5時00分 ※土・日・祝日を除く。

受付場所

子育て支援センター 1階 子育て支援課

受付方法

申請書類の提出のみ行います。申請書等を記入し、必要書類をご確認の上、提出してください。
※書類に不備がある場合は、受付できませんので、不明な点がある場合には、事前に子育て支援課までご連絡ください。

注意：受付期間を過ぎた場合は、受付できませんので、ご注意ください。
受付期間後の申請は、令和7年4月以降となります。



申込みに必要な書類

提出する書類は、すべてA4サイズをお願いします。
A3は半分に折り、A4サイズにしてください。
給与明細等の小さい書類は、A4の紙を台紙として貼り付けて下さい。

① 教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書
② 保育の必要性を証明するもの（P10の表の中で、保護者の事由に応じたもの） ※きょうだいで同時申込の場合、2人目以降分は証明済みの原本のコピーで可
③ 児童の状況（健康状況等）
④ 管外特定教育・保育施設等入園希望申立書（市外の保育園等を希望する場合のみ）
⑤ マイナンバー申告書 又は 課税証明書 （令和6年1月1日に富士吉田市に住居登録がなかった保護者につき1通） ※きょうだいで同時申込の場合、2人目以降の提出は不要です。 ※令和7年9月以降の入園希望者は、令和6年度課税証明書は不要です。
⑥ 保育料減免申請書（第2子目以降3歳未満児の入園申請者のみ） ※両親の市民税所得割額が169,000円未満の世帯が対象
⑦ その他の必要書類（必要に応じて） 例) 障害児(者)との同居している場合→療育・障害者手帳の写し 離婚調停中の場合→離婚調停申立証明書類

保育時間について

保育標準時間認定・・・フルタイム勤務を想定した利用

※原則として1か月当たり120時間以上の勤務が条件

保育時間 午前7時30分～午後6時30分（11時間保育）

認定事由例：就労、災害復旧、出産、保護者の疾病・障害、就学、同居親族の介護・看護

保育短時間認定・・・主にパートタイムを想定した利用

※原則1か月当たり64以上120時間未満の勤務又は上記以外の保育事由

保育時間 午前8時30分～午後4時30分（8時間保育）

※120時間以上の就労がある方でも、短時間での保育を希望することが可能です。

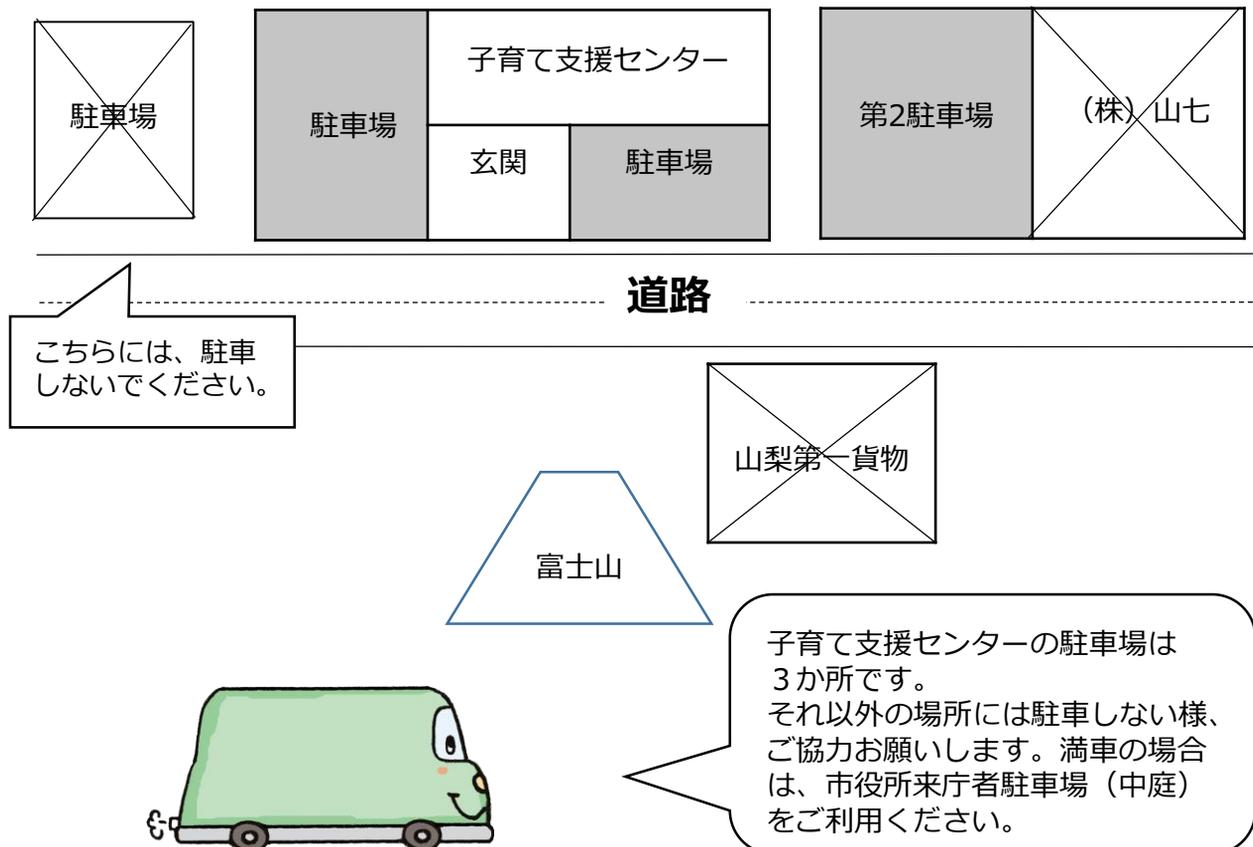
認定事由：就労、出産、保護者の疾病・障害、同居親族の介護・看護、求職活動、就学、育児休業中の継続利用

※施設でお預かりする保育時間は、原則就労時間+通勤時間の範囲内です。

◆保育時間を変更したい

就労時間の変更等によって「標準時間から短時間」又はその逆に切り替えが必要な場合には、あらかじめ手続きが必要です。変更は申請月の翌月から保育料に反映されます。

子育て支援センター駐車場について



保育認定に必要な添付書類

保育を必要とする理由（事由）を証明する書類（①～⑧の事由ごとに必要書類を提出）

●：必ず提出する書類 ○：いずれかの書類又はその他証明できる書類

No.	保育を必要とする事由	必要書類（例）
①	就労（外勤）	●就労証明書 ※様式が新しくなりましたので、新しい様式をご利用ください。 ●直近の月の給与明細の写し（就労予定の場合は後日提出） ※小さな明細等はA4用紙に貼り付けてください。
	就労（自営業）	●就労証明書 ※様式が新しくなりましたので、新しい様式をご利用ください。 ○確定申告書・収支内訳書の写し ○開業届出書の写し（新規開業の場合） ○直近の月の給与明細の写し
	就労（自営業協力者） 自営業協力者が専従者であることを確認する。	●就労証明書 ※様式が新しくなりましたので、新しい様式をご利用ください。 ○確定申告書・収支内訳書の写し ○源泉徴収票の写し ○今年度の源泉徴収簿の写し（新規開業等の場合） ○直近の月の給与明細の写し（就労予定の場合は後日提出）
	内職 最低賃金×64÷2以上の金額のものに限る。	●就労証明書 ※様式が新しくなりましたので、新しい様式をご利用ください。 ●給与明細書等の写し ※実績が確認できるもの
②	妊娠、出産 （認定期間は、出産予定日の前2か月から 出産後3か月まで） ※出産認定終了後は退園となります。	●母子健康手帳の写し 表紙と分娩予定日（P.4）を書き込んだページ
③	保護者の疾病、負傷、障害	●診断書 ○身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し
④	同居又は長期入院等している親族の 介護・看護	●介護（看護）状況申立書 ○被介護者、被看護者の診断書等の状況が分かる書類
⑤	災害復旧	○罹災証明書等の写し
⑥	求職活動（起業準備を含む。） 認定期間は3か月のみ	●求職活動状況報告書 ●求職カードの写し ※6月末までに就労証明書を提出すること。
⑦	就学 （職業訓練を含む。）	○在学証明書又は学生証の写し ○カリキュラム等時間割の分かるもの
⑧	虐待やDVのおそれがあること。	○配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等の写し

※育児休業の認定については、既に就労認定の在園児がいる保護者に限ります。

認定期間は、基本的に育児休業期間となりますが、最長で下の子が1歳の誕生日を迎えた年度の3月31日までとなります。【必要書類：就労証明書】

二次元コードから様式のダウンロードができます。



富士吉田市保育園等利用調整基準（指数表）

類型	保育を必要とする事由		適用	指数
就 労 ・ 就 学	パート・就学等 常勤・自営業・	月20日以上7時間以上	①1日4時間以上 ②週4日以上 ③月64時間以上 ④月16日以上 上記全ての条件を満たして 就労・就学していること。	10
		月20日以上6時間以上		8
		月20日以上5時間以上		7
		月20日以上4時間以上		6
		月16日以上7時間以上		7
		月16日以上6時間以上		6
		月16日以上5時間以上		5
		月16日以上4時間以上		4
	内職	月16日以上4時間以上	内職に従事する者で、月16日以上、週4日、1日4時間以上の就労を常態とする者	3
	内定	月20日以上4時間以上	申請日以降又は令和7年4月中（入園月）に勤務先の内定が決まっている者	3
月16日以上4時間以上		2		
求職中	勤務先未定	就職先を探している	1	
ひとり親等	親のいない家庭		死亡・離別・行方不明・拘禁	11
出産			産前2か月、産後3か月のみ	8
保護者の 疾病等	疾病入院		おおむね1か月以上の入院	10
	一般療養		療養のため児童の保育が著しく困難であり、支援が必要である者	10
	その他		疾病、障害等のため保育の必要性がある者	3
	身体 精神 障害	A	身体障害者 精神障害者	10
B		A→身体障害1・2級、精神障害1級 B→ " 3・4級、 " 2級	8	
C		C→ " 5～7級、 " 3級	6	
同居又は長期入院等している 親族の介護・看護			入院・通院・通所や食事・排泄・入浴等、常時介護・看護が必要な場合 ※要介護3以上又は同等の状態にある者	10
			保護者の子どもが常時病臥又は身体障害者手帳（1～3級）、精神障害手帳（1・2級）、療育手帳Aのうちいずれかを所持し、介護・看護、通園、通院、通学にあたっている者	10
			同居している親族等の介護・看護に常時あたっている者	7
家庭の災害			火災、風水害等で家屋が失われ復旧にあたる場合	10
虐待・DV			虐待やDVのおそれがあること。	10

加 算 項 目	加 算
既にきょうだい希望する施設に入園している世帯 (申請時に0歳～年中児クラスに在園していること)	5
保護者が保育士又は保育教諭として保育施設に勤務している世帯	6
小規模保育事業所などの卒園児童	3
その他、特段の事情がある場合 (生活保護、発達支援が必要と認められる場合など)	10
きょうだいと同じ園を同時申請する場合(転園を除く。)	1

減 算 項 目	減 算
滞納のある世帯(卒園児を含む。)	-5
証明書及び申告内容に対して勤務実績又は収入実績に整合性がない場合	-3



↓↓ご確認ください。

- ◎ 今回の育児休業明けの受付は、**4月～1月中**に復帰する方のみです。
 - ◎ 申請した内容と変更が生じた場合は、その都度ご連絡ください。書類に虚偽の記載や実績不足等、相違があった場合には、認定が取り消されます（退園）ので注意してください。
 - ◎ 育児休業明けの申請及び内定の方は、復帰及び就労にあたり、申請の際に提出された証明書類と同じ条件の復帰月・日数・時間等が必要です。
育児休業からの復帰及び就労に伴い、申請内容と就労状況に差異がある場合には、支給認定を取り消します。（退園となります。）
 - ※フルタイム勤務者が時短勤務を取得する場合には、1時間程度の時短勤務であれば、フルタイム勤務とみなします。
 - ◎ 育休復帰月や採用予定月等に変更があった場合には、利用決定（内定）を取り消します。
例1) 6月復帰（就労）予定だったが、8月に変更となった。
例2) 10月復帰予定だったが、第二子を妊娠し、そのまま産休・育休を取得することとなった。
例3) 就労予定がなくなった。
- 取消し後に再度利用を希望する場合には、空き状況に応じてのご案内になります。空き状況を子育て支援課へお問い合わせください。
- ◎ 入園後、お子さんが新しい環境に慣れるために、初めはならし保育（短い時間でのお預かり）があります。復帰日につきましては、職場やご家族等とご相談の上決定し、申請してください。
 - ◎ 育休復帰後、給与明細書の写しを提出してください。
 - ◎ お子さんに生活面・行動面で気になることがある場合には、関係機関と連携を取り、市が各施設に児童の状況や保育要件等の情報を提供することがあります。

提出先・問合せ先：子育て支援課又は 在籍園

育休復帰者の「ならし保育」期間を考慮した弾力的な取扱いについて

新規に保育園に入園するお子さんが新しい環境に慣れることなどを目的として、通常の保育時間より短縮した保育時間でお子さんをお預かりする「ならし保育」を実施しています。

原則、復帰日の属する月の初日から入園ですが、「ならし保育」が保護者の就労に影響しないよう、入園日について以下の取扱いとして、前月からの入園も可能とします。

対象者	育児休業からの復帰者
入園日 (認定日)	復帰日が1日～14日の場合：復帰日が属する月の 前月 の初日 復帰日が15日以降の場合： 復帰日が属する月 の初日
保育の必要量	原則保育短時間とし、復帰日の属する月の初日から就労証明書の月労働時間により決定
保育料	ならし保育期間を含めた認定月から発生
留意事項	入園予定施設の受入環境が整っていること ※特に 4月中 に復職される場合、3月時点で施設に空きがない場合には対応できません。

3歳未満児保育料表

階層区分	定義	国の基準額	保育短時間 8:30~16:30	国の基準額	保育標準時間 7:30~18:30	
第1階層	生活保護による被保護世帯	0	0	0	0	
第2階層	市民税所得割 非課税世帯	A：一般世帯	0	0	0	
		B：ひとり親世帯等	0	0	0	
第3階層	所得割 48,600円未満	A：一般世帯	19,300	16,000	19,500	17,000
		B：ひとり親世帯等	9,000	4,000	9,000	5,000
第4階層A	所得割 48,600円以上 77,101円未満	A：一般世帯	29,600	21,000	30,000	22,000
		B：ひとり親世帯等	9,000	4,000	9,000	5,000
第4階層B	所得割 77,101円以上 97,000円未満	29,600	26,000	30,000	27,000	
第5階層A	所得割 97,000円以上 131,000円未満	43,900	35,000	44,500	36,000	
第5階層B	所得割 131,000円以上 169,000円未満		40,000		41,000	
第6階層C	所得割 169,000円以上 233,000円未満	60,100	45,000	61,000	46,000	
第6階層D	所得割 233,000円以上 301,000円未満		48,000		49,000	
第7階層	所得割 301,000円以上 397,000円未満	78,800	50,000	80,000	51,000	
第8階層	所得割 397,000円以上	102,400	50,000	104,000	51,000	

◆3歳以上児（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間）は保育料が無償となります。幼稚園（1号認定）については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償となります。

【保育料多子軽減制度】

◆第3階層から第5階層までに該当する世帯（第2子以降3歳未満児保育料無償化事業）
支給認定保護者と生計を一にする児童が2人以上いる場合には、年齢の高い順から2人目以降の3歳未満児は3歳に到達した年度末まで無料（1人目の年齢制限なし・要減免申請）

◆第6階層から第8階層までに該当する世帯
同一世帯内に保育園、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育、地域型保育給付の対象事業、特別支援学校幼稚部、児童発達支援施設等を利用している場合には、同時に利用している年齢の高い順から2人目は半額、3人目以降は無料（※1人目と同時入所の場合）

保育料等について

保育料等は、施設を運営するための費用です。

【利用者負担額（保育料）】

3歳児～5歳児クラス ⇒ 無償

0歳児～2歳児クラス ⇒ 市民税所得割額によって、計算されます。

1 保育料（利用者負担額）の算定方法

保育料は、保護者の「市民税所得割額」の合算により算定します。

まず、保護者の令和6年度市民税所得割額を合算し、保育料の階層区分を決定します。

市民税所得割額・均等割額が非課税の場合には、同居している祖父母等（世帯分離している場合も含む。）の所得割額の合算額で判断します。未申告の世帯は、最高階層の保育料となります。
※保育料は、保護者の「市民税所得割額」の合算で算定しますが、次にあげるものは控除せずに算定します。

⇒住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除（ふるさと納税等）、外国税額控除、
配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、配当控除 等

保育料は、毎年9月に切り替わります。

	前期	後期
保育料	令和7年度4月～8月	令和7年度9月～3月
算定の対象となる 市民税所得割額	令和6年度の市民税所得割額 (令和5年の収入)	令和7年度の市民税所得割額 (令和6年の収入)

< 市県民税の確認方法 >

- ・市県民税決定通知書
- ・課税証明書

2 保育料の支払先・支払い方法・口座の設定

【支払先】

- 市立保育園、市外私立保育園利用者
- 市外の公立保育園利用者
- 認定こども園、小規模保育施設
- ・・・富士吉田市に納入
- ・・・施設の所在する市町村に納入
- ・・・施設に納入

◎実家へ帰省・病気等により保育園を休む場合でも、在籍中は保育料等がかかります。

※長期欠席は原則2か月まで在籍を認めますが、それを越える場合は退園していただきます。

◎基本的な保育料に加え、行事費等が別途必要となることがあります。

【徴収例】

給食費、絵本代、保護者会費、遠足代、行事費、アルバム代、教材費 等

その他、バス代、制服代、体操着、暖房費、施設整備費 等がかかる園もあります。

各園によって必要な費用が異なりますので、事前にご確認をお願いします。

【支払方法】

保育料は、毎月月末に口座振替にて納付していただきます。

引き落としが出来なかった場合には、再度の引き落としができませんので、納付書で納入してください。

◆当月分保育料の引き落とし日及び納付期限

- ・月末が平日の場合は月末
- ・月末が土日祝祭日の場合は翌平日となっています。
※12月は25日に引き落としを行います。

市民税所得割額等が変更になった場合には、子育て支援課へ申請してください。
保育料が変更になる可能性があります。（料金の変更は申請した月の翌月からです。）

【口座の設定】

◆口座振替手続きについては、次のとおりです。

①「保育園運営費負担金（保育料）口座振替依頼書・変更届」又は「自動払込利用申込書」に必要事項を記入し、届印を押印。

↓

②**金融機関で**手続きをしてください。

※**附記の覧へ児童名・施設名を必ず記入**してください。

4月入所の場合、3月中旬までに手続きを行ってください。

※既にきょうだいが入園しており、引き続き同じ口座の利用を希望する場合には、手続きは必要ありません。

◆「保育園運営費負担金（保育料）口座振替依頼書・変更届」、「自動払込利用申込書」の配布窓口：富士吉田市役所 子育て支援課

◆口座振替手続きが完了するまでは・・・

送付する納付書で納付をお願いします。

なお、手続きから振替の開始までに日数がかかります。手続きが完了しない場合は、振替月が遅れますので、早めの手続きをお願いします。

取り扱い金融機関			
①	山梨中央銀行	⑤	中央労働金庫
②	山梨信用金庫	⑥	クレイン農業協同組合
③	都留信用組合	⑦	ゆうちょ銀行 ※ゆうちょ銀行の場合には、専用の「自動払込利用申込書」がありますので、お問い合わせください。
④	山梨県民信用組合		

保育料減免申請について

やまなし子育て応援事業（第2子以降3歳未満児無償化）実施に伴い、以下資格要件を満たす保護者に対し減免を実施します。次の減免対象となる要件（資格）を満たす保護者の方は、減免申請書の提出をお願いします。

【資格】

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ➤ ①2子目以降が3歳未満児である。 |
| ➤ ②生計を同一にしている世帯に関する保育料を滞納していないこと。 |
| ➤ ③市町村民税の所得割額が169,000円未満（年収約640万円相当）で、富士吉田市に住所を有するものであること。 |
| ➤ ④3歳未満児以外に兄弟がおり、その兄弟の生計を維持している保護者であること。
※「生計を一にしている」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、就労や就学等の都合上別居している場合であっても、生活費、学資金、療養等の送金が行われている場合には、「生計を一にしている」として扱う。 |

【申請】

- ① 保育料減免申請書（様式第1号）
- ② 世帯のうち、別居（住民票が別）しているが、生計を一にしている兄弟がいる場合には、保護者とその兄弟の生計を維持していることが分かる書類
例）健康保険証（写）、住民票（本籍・筆頭者記載）等

認可保育園及び認定こども園（保育利用）に通う3歳以上児の副食費の免除について



- (1) 対象者 (ア) 市民税所得割額が57,700円未満の一般世帯
 (イ) 市民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯
 (ウ) 第3子以降の子ども ※多子軽減のカウント対象に制限あり

◆ 一般世帯 ◆

● : 副食費免除 × : 免除対象外

階層		第1子・第2子	第3子
第1階層	生活保護世帯	●	●
第2階層	市区町村民税非課税世帯	●	●
第3階層	所得割額48,600円未満	●	●
第4階層A	所得割額48,600円以上57,700円未満	●	●
第4階層A	所得割額57,700円以上77,101円未満	×	●※
第4階層B～第8階層	所得割額77,101円以上	×	●※

◆ ひとり親等世帯【ひとり親世帯、障害者（児）同居世帯】 ◆

階層		第1子・第2子	第3子
第1階層	生活保護世帯	●	●
第2階層	市区町村民税非課税世帯	●	●
第3階層	所得割額48,600円未満	●	●
第4階層A	所得割額48,600円以上77,101円未満	●	●
第4階層B～第8階層	所得割額77,101円以上	×	●※

※多子軽減のカウント対象について※

※印のある階層は、次に挙げる施設を同時利用の場合のみ多子軽減のカウント対象となります。

保育園、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、又は障害児通所支援、医療型児童発達支援、地域型保育給付の対象事業（小規模保育や事業所内保育等）

(2) 内容 食材料費のうち、副食費の支払が免除になります。

(3) 手続き 申請は必要ありませんが、申告により税額が変更になった場合には、申請が必要です。なお、変更の適用は申請月の翌月からの反映となります。

幼稚園及び認定こども園（教育利用）に通う満3歳以上児の副食費の免除制度

(1) 対象者

(ア) 1号認定を受けている園児

(イ) 市民税所得割額が77,101円未満の世帯

(ウ) 所得割階層に関わらず、第3子以降の子ども

※小学校第3学年修了前の範囲で、最年長の子どもから順に3人目の子ども

(例) 免除対象 : ①小3、②年長、③年少

免除対象外 : ①小6、②年長、③年少



階層		第1子・第2子	第3子
第1階層	生活保護世帯	●	●
第2階層	市区町村民税非課税世帯	●	●
第3階層	所得割額77,100円未満	●	●
第4階層	所得割額211,200円未満	×	●
第5階層	所得割額211,200円以上	×	●

保育所等における給食費無償化について

富士吉田市では給食費の無償化（上限額有り）を実施しております。

<対象者>

本市の住民基本台帳に登録され、市内に居住し、保育所等施設を利用する3歳以上児かつ就学前（3歳児クラスから5歳児クラスまで）の児童の保護者。

<対象となる保育所等施設>

- (1) 公立保育所
- (2) 私立保育所
- (3) 認定こども園
- (4) 幼稚園
- (5) 認可外保育施設

<対象費用上限額>

給食費 5,500円

【内訳】主食費（月額1,000円）

副食費（月額4,500円）

弁当持参者（上限額1食当たり275円）

■注意■

- ・給食費（主食費・副食費）は、あらかじめ保護者へ保育所等施設の重要事項説明書等で提示された金額となります。
- ・給食費が上限額を超える場合には、超えた額が実費負担となります。
- ・給食費が上限額を下回る場合には、下回る金額が補助金額となります。
- ・お弁当持参者は、あらかじめ保育所施設等の重要事項説明書等で弁当持参日が提示されている場合に対象となります。
- ・国の副食費徴収免除対象者は、国の制度を適用します。

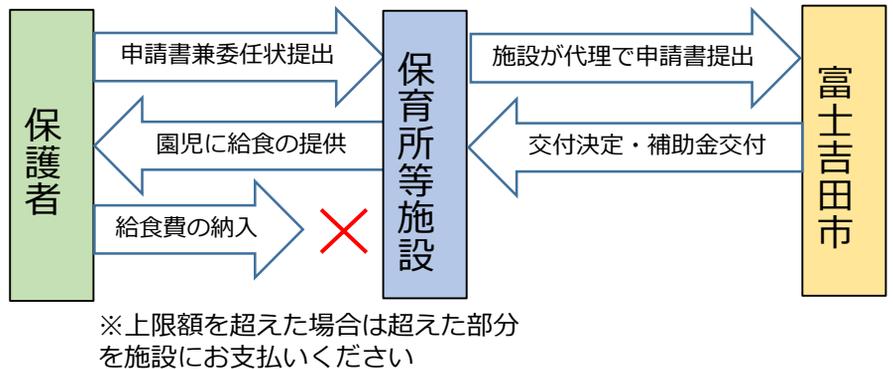
<手続きの流れについて>

利用している保育所等施設により手続方法が異なります。

市内保育所などの施設 ※弁当持参日設定のある施設を除く。

【代理受領】

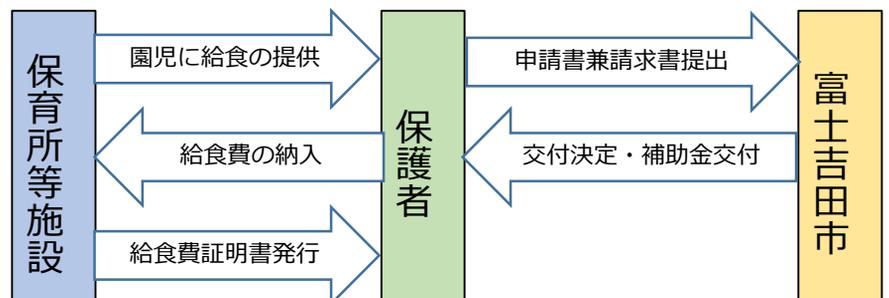
保護者の申請により施設が代理で補助金を受け取り、保護者による給食費の支払いがなくなります（上限額有り）。給食費無償化を受けるには、利用施設へ「富士吉田市保育所等給食費補助金交付申請書兼委任状」を提出していただく必要があります。



市外保育所などの施設・弁当持参日設定のある施設

【償還払い】

給食費を一度施設へお支払いいただき、年度末に保護者からの申請に基づきお支払いいただいた給食費を償還します（上限額有り）。年度末の申請については市から園を通してご案内します。



土曜保育を利用したい (公立保育園)

土曜日に家庭で保育できない場合に限り、土曜保育が利用可能です。

◆令和7年度公立保育園集合保育実施場所(予定)

◆第三保育園：富士吉田市下吉田東2-14-21 TEL：0555-22-4010

※第一保育園～第六保育園の在園児が対象です。

◆第七保育園：富士吉田市小明見4-9-1 TEL：0555-25-6639

※第七保育園の在園児が対象です。

- ・実施日時：毎週土曜日 午前7時30分～午後6時30分
- ・利用料金：月額保育料に含まれています。
- ・申込先：在籍園 ※**事前登録制**です。
- ・持ち物：各園で確認してください。

保育時間についてはP9を参照

私立園の実施状況等は各園ごとに異なります。直接園へお問い合わせください。

保育園の退園について

市外への引越しや、家庭の都合により保育園を利用しなくなる場合には、「退園届」の提出が必要です。

◆手続きの流れ

退園する場合には、保育園に連絡をし、在籍園又は子育て支援課へ「退園届」を提出してください。

※事務手続きがありますので、退園が決まり次第、早めに連絡してください。

なお、市外へ転出する場合は必ず退園届の提出が必要です。

転出後も引き続き市内の施設を利用希望の場合も退園届を提出する必要があります。

その場合には、新たに転出先の市町村からの管外保育の手続きを行います。

標準時間と短時間の切り替え

保育所の利用開始後に、就労状況や妊娠等により、時間の変更をしたい場合にはあらかじめ手続きが必要となります。保育料への反映は変更申請の翌月以降となります。

◆標準時間→ 短時間への切り替え

- ・教育・保育給付認定申請変更届、保育の必要性に関する書類(就労証明書等)

◆短時間 → 標準時間への切り替え

- ・教育・保育給付認定申請変更届、就労証明書の再提出

※原則保護者(両親とも)が月120時間以上の就労の場合のみ切り替え可能です。

※翌月に給与明細の写しの提出をお願いいたします。

市内の病児・病後児保育施設について

～病児保育～

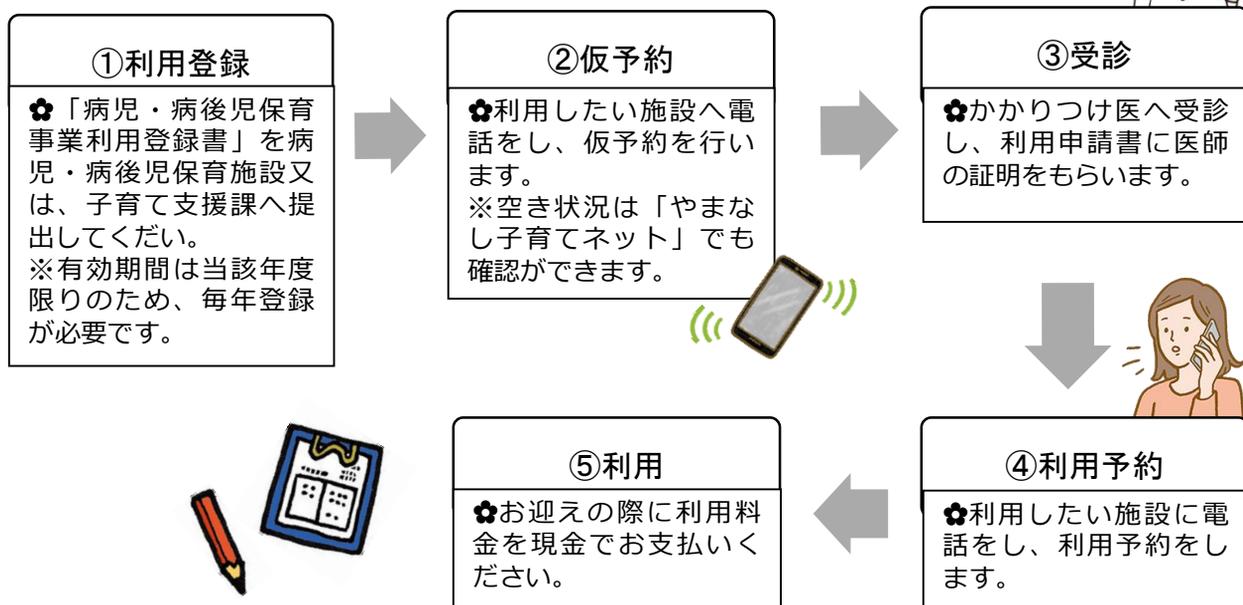
「回復期には至らない場合であり、症状の急変が認められない」ことを医師が証明した児童の保育。

～病後児保育～

「病気の急性期等を経過し、回復期にある」ことを医師が証明した児童の保育。

【利用までの流れ】

✿未就園・小学生のお子さんもご利用いただけます。



※利用のしおり、利用登録書及び医師証明書(利用申請書)等は、市内保育施設及び子育て支援課にあります。
また、富士吉田市ホームページ「病後児保育室」から申請書様式のダウンロードが可能です。

【広域利用について】

県内にある全ての病児・病後児保育施設が自由に利用できます。

施設の空き状況等について、「やまなし子育てネット」から確認ができます。

- ◆「やまなし子育てネット」トップページ



- ◆「病児・病後児保育施設」をクリック



- ◆「施設の空き状況」をクリック

※初めての利用の方は、「初めて利用される方へ」を確認してください。



空き状況ページ
二次元コード



【市内病児・病後児保育実施施設一覧】

	病児・病後児保育	病後児保育	
施設	フェアワイズ保育園	たんぽぽ	どんぐり
所在地	上吉田東4-8-4 (慶和荘グループ複合型福祉施設 3階)	新屋4-2-37 (第五保育園併設)	小明見4-9-1 (第七保育園併設)
利用対象	<ul style="list-style-type: none"> ・「回復期には至らない場合であり、症状の急変が認められない」ことを医師が証明した児童 ・「病気の急性期等を経過し、回復期にある」ことを医師が証明した児童 ・おおむね生後6か月から小学校6年生の児童 	<ul style="list-style-type: none"> ・「病気の急性期等を経過し、回復期にある」ことを医師が証明した児童。 ・生後6か月から小学校6年生の児童。 	
電話番号	23-3033	23-6346	25-6639
開所日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日	月曜日～土曜日
閉所日	土曜日・日曜日・ 12月30日～1月3日 その他管理者が必要と認めた日	土曜日・日曜日・祝日・ 12月29日～1月3日	日曜日・祝日・ 12月29日～1月3日
利用時間	8:30～17:30	8:30～16:30	
定員	9名	3名	
利用料金	※園にお問い合わせください	<ul style="list-style-type: none"> ◆市内：2,000円/日 ◆市外：2,500円/日+300円(給食費) ※R6.10.1から全世帯対象に上記利用料金から1,000円/日の減免措置有り。 ※生活保護及び非課税世帯には別の減免措置有り。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・給食のアレルギー対応等が必要な場合はご相談ください。 ・初めてご利用いただく際は、手続きにお時間を要する場合があります。 ・お子様の病状やほかの児童の状況により、ご利用をお断りする場合があります。 ・ご利用をキャンセルされる場合は必ずご連絡ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食のアレルギー対応等が必要な場合はご相談ください。 ・利用予約をキャンセルをする場合は、当日午前8時までに利用する病後児保育室へ連絡してください。 ・お子さんの状態によってはお預かりできない場合があります。詳しくは利用する病後児保育室へお問い合わせください。 	



富士吉田市ファミリー・サポート・センター

子育て家庭の育児を応援する会員制の組織です。
 子育ての手助けが必要な会員と、子育てのお手伝いができる会員との相互援助活動です。

【対象児童】

富士吉田市に在住の0歳から小学校6年生までの児童

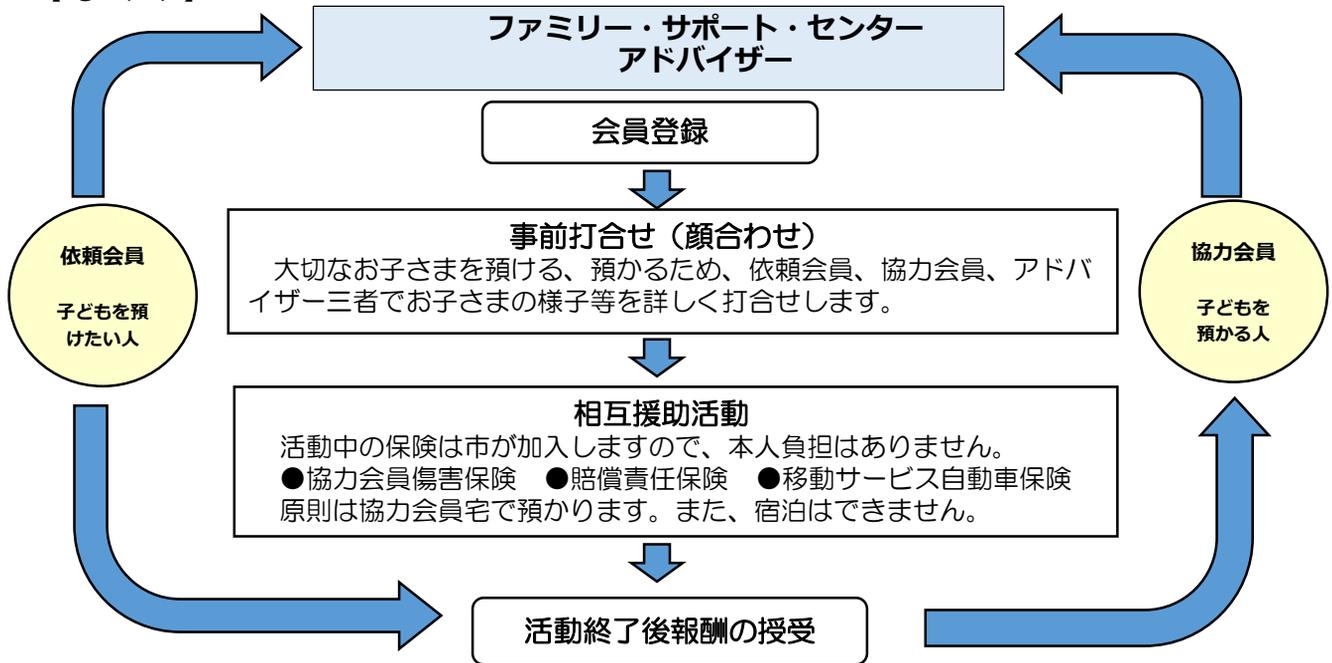
【主な活動内容等】

- ・ 保育施設までの子どもの送迎
- ・ 保育園、小学校等の保育等開始又は終了後の子どもの預かり
- ・ 保護者の用事するとき（授業参観日・通院・冠婚葬祭等）の預かり
- ・ 産前産後や保護者の病気入院等、子どもを見てくれる人がいないときの預かり
- ・ 急な仕事、残業等するときの預かり

【登録に必要なもの】

- ・ 本人確認書類（運転免許証など）
- ・ 保護者顔写真2枚（3cm×2.2cm） ※登録料はかかりません

【しくみ】



【報酬の基準】 ※規定報酬額の半額が市から助成されます。

一般保育	昼間（月～金）7：00～19：00	1時間あたり 700円
	早朝・夜間・上記以外	1時間あたり 800円
	土・日・祝日・年末年始	1時間あたり 800円
軽度病児保育		一般保育の報酬の100円増

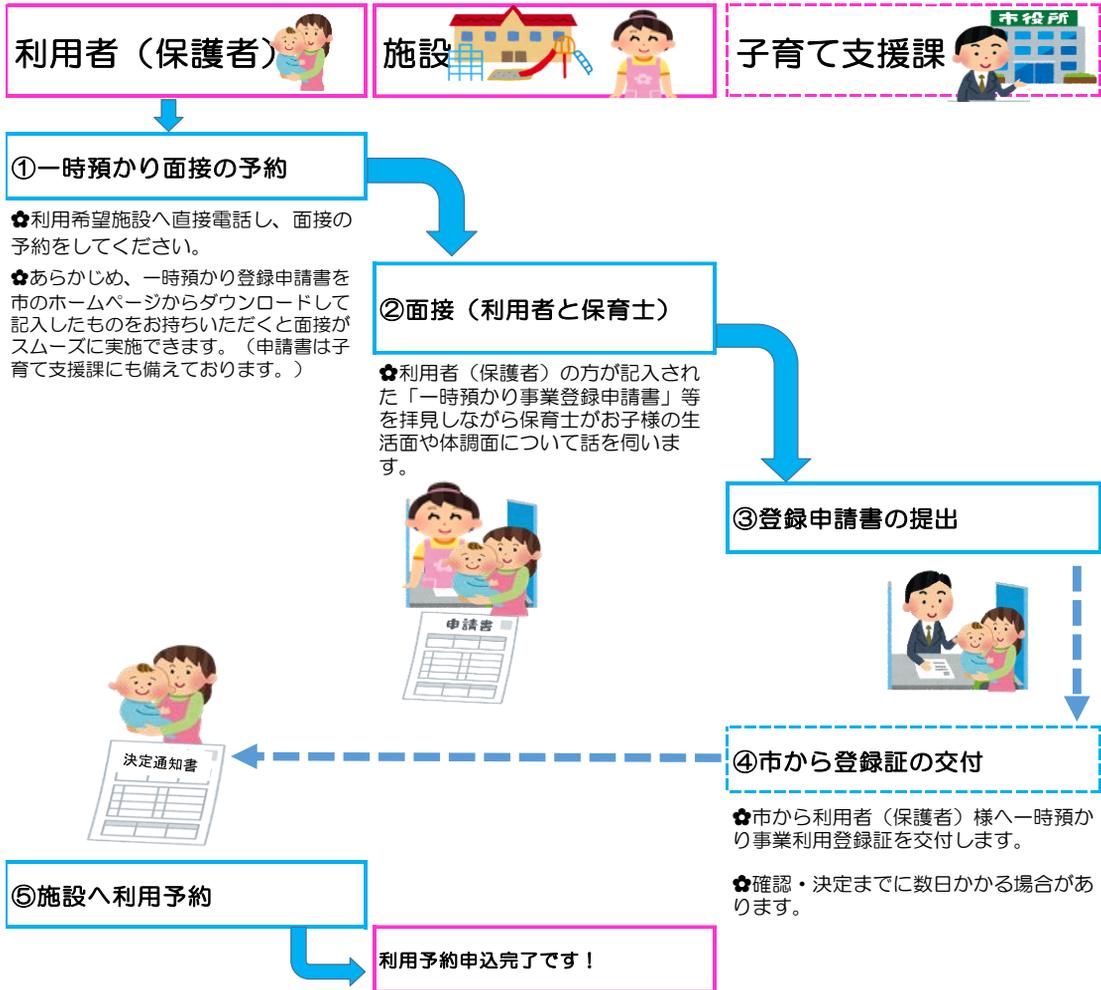
※対象活動時間は5時～24時です。

【お問い合わせ・申込み先】

富士吉田市 ファミリー・サポート・センター
 〒403-8601 富士吉田市下吉田六丁目1番1号 子育て支援センター3階
 Tel：0555-22-1111（内線580） 直通の携帯電話番号：090-4714-3737
 月曜日～金曜日 8：30～17：15（土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。）

仕事、病気、介護、冠婚葬祭、リフレッシュなどで、一時的に保育施設へお子さんを預けることができます。

一時預かりを利用する場合の手続の流れ



☆2回目以降の予約は利用者（保護者）の方が施設へ直接連絡してください。

施設名	対象	保育時間	所在地	定員	申込み・問合せ
認定こども園 ウブントウ 富士の森	保育園、認定こども園、幼稚園等に通っていない生後6か月から小学校就学前までの乳幼児	月～金 9:00～16:00	新屋5-1-2	5名	22-5678
認定こども園 ナーサリーココ		月～金 8:00～17:00	下吉田8-23-25	10名	090-4463-9868

施設名	利用料		食事の提供（給食・おやつ）
認定こども園 ウブントウ 富士の森	0歳児～5歳児		〈給食・おやつの提供あり〉 左記料金に別途給食費として350円かかります ※食事の持参可能。
	1時間350円		
認定こども園 ナーサリーココ	0・1・2歳児	3・4・5歳児	〈給食・おやつの提供あり〉 ※給食、おやつは左記料金に含まれます。
	4時間まで2,000円 6時間まで3,000円 8時間まで4,000円	4時間まで1,000円 6時間まで2,000円 8時間まで3,000円	

※面接は利用する施設ごと必要です。なお、申請書及び登録証は1枚です。